

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
24	福祉医療費助成事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市は、福祉医療費助成事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
舞鶴市長

公表日
令和7年10月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	福祉医療費助成事業に関する事務
②事務の概要	重度心身障害児（者）及びひとり親家庭の親子が安心して医療を受けられるよう、医療費の自己負担部分に対し、府と市が財政支援を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 受給資格審査 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係るオンライン資格確認事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー、PublicMedicalHub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

人履歴テーブル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第2項、第19条第6号 2. 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）第4条第1項 別表第1の1の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1044
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉部保険医療課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1075
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
-------------	---

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	--

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において必要最低限の人数、参照範囲となるよう、ユーザー認証やアクセス権限発効・失効の管理を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の連携事務を取り扱うシステムにおいては、ID、パスワード認証によって、アクセス権限が制限されている。USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険医療課長 福本 一夫	保険医療課長	事後	
平成31年1月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月1日	Ⅳ リスク対策	—	(項目を追加)	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和6年2月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項 2. 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）第4条第1項 別表第1の1の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項 2. 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）第4条第1項 別表第1の2の項	事後	
令和7年3月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	福祉医療システム、団体内統合宛名番号連携システム	福祉医療システム、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー	事前	
令和7年3月14日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和7年3月14日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		番号法第19条第9号	事後	
令和7年3月14日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月14日	6. 情報提供ネットワークシステム との接続	[○] 接続しない（入手）	[] 接続しない（入手）	事後	
令和7年3月14日	6. 情報提供ネットワークシステム との接続 目的外の入手が行われるリスクへの 対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月14日	8. 入手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対 策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月14日	8. 入手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対 策は十分か 判断の根拠		自庁システム側において必要最低限の人数、参照範囲と なるよう、ユーザー認証やアクセス権限発効・失効の管 理を行っている。	事後	
令和7年3月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられ る対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの 対策	事後	
令和7年3月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられ る対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年3月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられ る対策 判断の根拠		特定個人情報の連携事務を取り扱うシステムにおいて は、ID、パスワード認証によって、アクセス権限が制限 されている。USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ 使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これ らの対策を講じていることから、権限のない者によって 不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考 えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年06月01日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	重度心身障害児（者）及びひとり親家庭の親子が安心して医療を受けられるよう、医療費の自己負担部分に対し、府と市が財政支援を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 受給資格審査	重度心身障害児（者）及びひとり親家庭の親子が安心して医療を受けられるよう、医療費の自己負担部分に対し、府と市が財政支援を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 受給資格審査 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係るオンライン資格確認事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年06月01日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	福祉医療システム、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）	福祉医療システム、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、PublicMedicalHub(PMH)	事前	
令和7年06月01日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第2項 2. 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）第4条第1項 別表第1の2の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第2項、第19条第6号 2. 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）第4条第1項 別表第1の2の項	事前	
令和7年10月17日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第2項 2. 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）第4条第1項 別表第1の2の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第2項、第19条第6号 2. 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）第4条第1項 別表第1の1の項	事後	R7.7.1条例改正により2を修正